

C マーク表示制度施行規則

平成 30 年 3 月 30 日 制定

令和 4 年 1 月 6 日一部改正

令和 7 年 6 月 5 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本水道協会（以下、「本協会」という。）が、製造工場の請求によって、産業標準化法に基づく JIS マーク表示品について、水道事業者及び水道用水供給事業者が水道施設に使用する資機材としての浸出性能基準を満足しているかを確認するために必要な事項を定めることを目的とする。（以下、この規則に基づく制度を「C マーク制度」という。）

(用語の定義)

第 2 条 この規則において「浸出性能基準」とは、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号、以下、「技術基準省令」という。）によって定められる浸出性能及び別表第二の基準をいう。

2 この規則において「C マーク」とは、この規則に基づく水道用資機材の浸出性能試験の結果、対象となる JIS マーク表示品が浸出性能基準を満足していることを示すマークをいう。

3 この規則において「C マーク表示品」とは、前項による C マークを表示した製品をいう。

4 この規則において「C マーク工場」とは、本協会の登録を受け、C マーク制度の適用を受ける工場をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則の対象製品は、水道事業者及び水道用水供給事業者が水道施設に使用する水道水に接水する資機材で、その識別を必要とする JIS マーク表示品とする。

ただし、適用できる製品は表 1（C マーク制度対象 JIS 一覧）の JIS に限る。

表 1 C マーク制度対象 JIS 一覧

JIS 番号	規格名
JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管
JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手
JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管

2 C マーク工場は、前項に規定する対象製品の JIS マーク表示品を製造している製造工場とする。

なお、C マーク工場は、日本水道協会検査工場の登録に関する規則に基づき本協会に登録されている検査工場であることを求めない。

(工場の登録)

第4条 Cマーク工場は、製造工場の申し込みによって、本協会の登録を受けることを要する。

2 Cマーク工場は次の要件を満たしていることを要する。

- 1) 第3条第1項に規定するJISマーク表示品を製造している工場であること。
- 2) Cマークを表示する対象製品が明確になっており、他の製品に誤表示されることがない管理体制であること。
- 3) JIS認証制度で設置している品質管理責任者と同一の者をCマーク管理責任者として設置し、不適合発生時など、Cマーク制度全般において責任をもっていること。
- 4) 本協会とCマーク工場の連絡窓口として、連絡担当者を置いていること。
ただし、Cマーク管理責任者が兼務を認める。
- 5) 出荷したCマーク表示品について、原材料までの追跡が可能であること。
また、その逆も同様とする。
- 6) 本協会との契約事項が遵守されていること。

3 Cマーク工場の登録申込者は、Cマーク表示工場登録事項申込書（第1号様式）3部に必要事項を明記し、本協会検査部検査課又は大阪支所検査課へ申込手続きをしなければならない。

(工場の確認)

第5条 本協会は、申込者から当該申込書の提出があった場合、次の事項を確認する。

なお、確認事項の詳細はCマーク表示工場登録事項申込書附属書による。

(1) 書類確認

- 1) 第4条第2項を基本とするCマーク制度利用のための基本事項
- 2) 製品に関する事項
- 3) 浸出試験に関する事項
- 4) 本協会への協力体制に関する事項

(2) 現地確認

本協会は、第4条第3項に基づくCマーク表示工場登録事項申込書（第1号様式）に不備がないと判断した場合は、第10条に規定する浸出試験を行う。

なお、浸出試験をCマーク工場の試験場所にて実施する場合は、申込者の対象工場で第17条に規定する確認を行わなければならない。

(登 録)

第6条 本協会は、前条による書類確認及び現地確認で問題がないと判断した場合、所定の手続きを経て申込者とCマーク表示許可に関する契約書（第2号様式）を締結し、Cマーク制度表示承認証（第3号様式）の発行、及びCマーク工場台帳（第4号様式）への登録を行う。

(Cマークの表示)

第7条 前条によって登録されたCマーク工場は、製造したCマーク対象製品に浸出性能試験適合マークとして「C」（Certificationの頭文字）の記号を水記号の前に容易に消えない方法で表示する。

ただし、継手製品について、製品に「C」の記号の表示が困難な場合は、最小包装又は最小梱包に表示することができる。

(C マーク工場の維持)

第8条 C マーク工場は、この規則による要求事項を履行されている場合においては、第9条第1項14)による辞退の届、第25条による取り消しが無い限り、登録は維持されるものとする。

ただし、自社の試験場所を活用して浸出試験を行っているC マーク工場に対しては、初回登録日より3年を過ぎない年の3月31日までに第17条に規定する試験管理を行い、**JIS Q 17025**（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の要求事項を満足していることを確認する。以降、これに倣って3年ごとに確認する。

2 本協会検査部長が必要と判断した場合は、臨時で前項の確認を実施することができる。

3 前2項による確認で、要求事項に不満足な事項が発見された場合、C マーク工場は30日以内に是正処置を文書にて本協会に報告し、フォローアップを受けなければならない。

(届出事項の変更)

第9条 C マーク工場は、次の事項について変更があった場合、C マーク工場変更届（第5号様式）3部を本協会検査部検査課又は大阪支所検査課へ提出する。

本協会は、所定の手続きを経て、変更を承認した場合、1部に承認印を付してC マーク工場に返却する。

1) JIS 認証取得の登録書（更新、その他記載事項の変更）

※更新された登録書にはJIS 認証制度における直近の審査結果（報告書）を添付する。

2) 工場の移転

3) 工場の所在地等の呼称変更

4) 工場名称の変更

5) 該当JISの種類追加・削除

6) 原材料の追加、変更及び削除

7) 浸出試験場所の変更・追加

8) 浸出性能試験設備の移転・増設・更新及び変更（廃止を含む）

9) C マーク表示品に表示する商標（OEMを含む）の変更

10) C マークの表示方法の変更

11) C マーク管理責任者の変更

12) 連絡担当者の変更

13) 本協会への協力体制の変更

14) C マーク工場登録の辞退

2 C マーク工場は前項に基づく届け出をする場合は、前項の該当事項に応じて、その差し替え資料及び説明資料を添付することを要する。

なお、前項14)C マーク工場登録の辞退の届け出にあたってはその理由を明記するものとする。

また、本協会は必要に応じてその他の添付資料を要求することができる。

3 第1項の該当事項のうち、7)、8)の変更があった場合は、8)の廃止の場合を除き第17条に規定する試験管理の調査を実施する。

(評 価)

第 10 条 C マーク表示品は浸出試験において、技術基準省令第 1 条第 17 号 ハを満足しなければならない。

2 浸出試験の項目は、味、臭気、色度、濁度について試験を行い、その他の浸出試験項目は、該当する JIS による。

また、JIS で材質が明確に規定されていない製品又は部品については、浸出する可能性のあるものすべてについて試験を行うものとする。

ただし、**JIS K 6742**（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）及び **JIS K 6743**（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）の浸出試験項目のうち、「鉛及びその化合物」及び「亜鉛及びその化合物」については、3 か月ごとに評価を行う。

なお、3 か月ごととは、C マーク表示品を生産しない月も含めた期間とする。また、3 か月間生産がない場合は、次に生産を開始する月とする。

（評価方法）

第 11 条 浸出試験方法は、**JWWA Z 108**（水道用資機材の浸出試験方法）によって行い、その分析方法は、**JWWA Z 110**（水道用資機材の浸出試験及び水道用薬品の評価試験に係る分析方法）によって行う。

（評価頻度）

第 12 条 C マーク工場は、毎月、C マーク評価申込書（第 6 号様式）によって本協会へ定期評価を申し込むものとする。

なお、当月に C マーク表示品の製造予定が無い場合においても、その旨、C マーク評価申込書（第 6 号様式）によって本協会へ連絡する。

2 本協会は、前項の申込書に基づき、毎月 JIS 番号ごとに登録された C マーク表示品の中から第 14 条の規定に基づき本協会検査員が当該 C マーク工場において抽出し、評価する。

3 評価は、初回に最小呼び径で試験を行い、それから起算して 1 年以内に 1 回以上、登録されている種類の最小呼び径の製品をサンプリングしなければならない。

4 本協会は、第 1 項によって当月に C マーク表示品の製造予定が無いことが確認できた場合、定期評価を次の月に繰り越すことができる。

（臨時評価）

第 13 条 原材料を変更した場合は、C マークを表示する前に浸出性能試験を実施し、適合していなければならない。

2 本協会検査部長が必要と判断した場合は、臨時で浸出試験を実施することができる。

（試料のサンプリング）

第 14 条 浸出性能試験の試料のサンプリング方法は、試料採取当日の製造分又は在庫分から再試験分も含め、浸出性能試験に必要な数を本協会検査員が任意に抜き取ることとする。

ただし、次回の試料採取は、おおむね 30 日後とし、呼び径又は形状の異なる製品を対象とする。以後これに倣って試料採取を行う。

また、C マーク工場は、サンプリングの際、本協会の検査員に前回サンプリングから今回までの

生産実績(生産の無かった月の報告を含む)を提出する。

(試料採取立会の明示)

第 15 条 試験を外部に依頼する C マーク工場については、本協会検査員が試料採取した製品に本協会の検査証印を押印し、それを試験の試料とする。

なお、1 梱包ごとに明示する場合は、本協会の検査証印で封印するものとする。

また、C マーク工場の試験設備を使用して浸出性能試験を行う場合は、浸出液の封印、開封及び試験は、本協会検査員が立ち会うこととする。

(評価試験機関)

第 16 条 浸出性能試験は、国公立の試験所、水道法 20 条による厚生労働大臣の登録を受けた機関、計量法に基づく計量証明事業所、JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) [試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項] を取得した試験機関のいずれかで行うことを原則とする。

ただし、本協会検査員の立会いがあれば、第 5 条及び第 17 条の調査で適合と評価された当該製造工場(委託工場も含む)の試験設備を使用して行うことができる。

(C マーク工場の試験管理)

第 17 条 浸出性能試験を C マーク工場の試験場所にて評価する場合、本協会は第 6 条、第 8 条及び第 9 条第 3 項において C マーク工場用浸出性能試験能力調査書(第 8 号様式)に基づき、試験が適切に行われる管理体制であることを確認する。

(試験結果の取り扱い)

第 18 条 製造工場は、試験結果が適合であった場合、速やかに本協会に報告するとともに、C マークを該当製品に表示する。

2 本協会の検査員の立会いのもとで浸出性能試験を行った場合は、浸出性能試験の結果について、製造工場は、浸出性能試験成績書(第 7 号様式)を発行する。

3 浸出性能試験に不適合となった場合は、再試験を行うことができる。

なお、再試験は二倍数について行い、いずれも適合しなければならない。再試験において不合格になった場合は、第 19 条による。

(不適合時の処置)

第 19 条 再試験において不適合となった場合は、次回の浸出性能試験に適合するまでの間、C マーク表示を停止する。

また、当該 C マーク工場は出荷した製品の追跡調査を行い、その記録を添えて本協会に報告する。

2 本協会は、不適合となった製造分について、出荷した製品も含め、必要に応じて C マーク表示の除去処理を当該 C マーク工場に求める。

(改善要求)

第 20 条 本協会は、C マーク工場において第 19 条の不適合が生じた場合、又は第 24 条に規定する苦情が発生した場合、及びこれらの情報が本協会に知らされた場合は、当該工場に対して不適合又は苦情の是正処置を講じるように要求し、不適合又は苦情の内容によっては、C マーク表示の停止を指示する。

なお、本協会は当該要求について期限を定め通知するものとする。また、必要と判断した場合は、当該期間を延長することができる。

本協会は、提出された改善報告書の妥当性を確認し、改善が認められる場合は第 5 条に基づく確認を行い、適合すれば C マーク表示の停止を解除する。

ただし、延長した場合を含め、当該工場から期限までに改善措置が完了した旨の報告がなされなかった場合は、第 25 条に基づき承認を取り消す。

(記 録)

第 21 条 本協会は、C マーク工場について、表 2 に掲げる情報を保管する。

表 2

文書名	検査部検査課 又は大阪支所	所管検査事業所
C マーク工場登録事項申込書 (第 1 号様式)	C マーク工場が表示許可されている間、及び契約終了から 5 年	—
C マーク表示承認に関する契約書 (第 2 号様式)		—
C マーク制度表示承認証 (第 3 号様式) の写し		—
C マーク工場変更届 (第 5 号様式)		—
C マーク工場台帳 (第 4 号様式)	永久	—
C マーク評価申込書 (第 6 号様式)	—	1 年
浸出性能試験成績書 (第 7 号様式)	—	3 年
C マーク工場用浸出性能試験能力調査書 (第 8 号様式) その他調査関係様式	6 年	—
生産実績 (C マーク工場から提出されるもの)	—	3 年

(手数料)

第 22 条 C マーク制度の利用に関する手数料は次の通りとし、本協会は、該当する手数料を C マーク工場もしくは申込者に請求する。

1) 登録基本手数料 50,000 円

2) 試料採取手数料 最低保証検査手数料を適用 ~~24,000 円~~ / 回

ただし、本協会の検査業務と同日に行った場合は 5,000 円 / 回とする。

また、C マーク工場で試験を行う場合において、試験立会と同日に行った場合は請求しない。

3) 試験立会手数料 (C マーク工場で試験実施の場合) 50,000 円 / 回

ただし、本協会の検査業務と同日に行った場合は ~~26,000 円 / 回~~ と 最低保証検査手数料を差し引いた額を請求 する。

4) 試験管理確認費用（C マーク工場で試験実施の場合）

最低保証検査手数料を適用 ~~24,000 円~~／回・人

5) C マーク制度表示承認証再発行費用

3,000 円／回

（消費税及び地方税）

第 23 条 前項に掲げる費用の納入額は、同項に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び当該消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

この場合において 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 消費税率及び地方消費税率に改正があった場合の改正後の税率は、施行の日から適用する。

（水道事業者等からの苦情）

第 24 条 本協会は、水道事業者等の納入先から本制度に基づく浸出性能に関する苦情があった場合、速やかに該当する C マーク工場に伝達し対応を指示するとともに、必要な措置を講じる。

（C マーク表示承認の取消事項）

第 25 条 本協会は、次の各号に該当する場合、C マーク工場の C マーク表示承認を取り消すとともに、該当製品の C マーク削除に立ち会うこととする。

なお、取消しが決定した場合は、当該工場に通知するものとする。

また、取消の事実があつてから直近の検査事業委員会へ報告するものとする。

- (1) C マーク工場が、JIS 認証登録を取り消された場合。
- (2) C マーク工場が、浸出性能試験を満足しないことを理解しながら、C マーク表示を継続していることが判明した場合。
- (3) 第 19 条に規定する不適合又は第 24 条に規定する苦情が発生し、第 20 条による改善要求がなされているにもかかわらず、期限内に是正処置が完了しなかった場合。
- (4) 正当な理由がなく、本協会に対する債務決済を支払い期日までに履行できない場合。
- (5) その他、C マーク工場が本協会との契約内容に違反した場合。

（異議申立て）

第 26 条 C マーク工場は、本協会から前項の取消しに関する通知が届いてから 10 日以内に異議申し立てを文書で行うことができる。

なお、当該工場から異議申し立てが提出された場合は、本協会は適切に措置しなければならない。

（公 表）

第 27 条 本協会は、C マーク工場が表示を承認された場合、終了した場合及び取り消した場合は、Web サイトに次の情報を公表する。

なお、終了及び取消しの公表は、当該公表日から起算して 1 年間とする。

- 1) 登録番号
- 2) C マーク工場名称及び所在地

- 3) 該当 JIS 及び種類
- 4) 表示承認に関する期日（承認・終了・取消し）

（C マーク制度表示承認証の返却）

第 28 条 C マーク工場は、C マーク表示承認の辞退又は取消処分があったときは、C マーク制度表示承認証を本協会へ返却しなければならない。

（その他）

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に必要な事項は、検査部長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

付 則

第 22 条の規定にかかわらず、この規則の施行日前日において、日本水道協会 JIS マーク表示水道用品の検査等に関する規則による浸出性能試験適合マーク「C」を表示することができる工場については、登録基本手数料については、不要とする。

付 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

公益社団法人 日本水道協会
検査部長 様

申込社名
代表者名 印^{※1} ()

C マーク表示工場登録事項申込書

下記の JIS マーク表示品について、貴会の確認を経て水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年 2 月 23 日 厚生省令第 15 号）に定める浸出性を満足することを表す表示したく申し込みます。

記

1. C マーク制度利用のための基本事項

C マーク工場名		
所在地	(〒 -)	
代表者	役 職 ・ 氏 名	
C マーク管理責任者 (※2)	所属 ・ 役職 ・ 氏名	
連絡担当者	所属 ・ 役職 ・ 氏名	
連絡先	TEL:	FAX:
	メールアドレス	
C マーク表示対象 JIS 製品 (規格番号【名称】・種類 又は等級・呼び径)	JIS K ○○○○ (規格名) 種類又は等級: ○○○○ 呼び径: ○mm、○mm、○mm、○mm JIS K ○○○○ (規格名) 種類又は等級: ○○○○ 呼び径: ○mm、○mm、○mm、○mm	

※1 責任者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等(例:○○第 123 号)を記載してもよい。

※2 C マーク管理責任者は JIS 認証制度で設置している品質管理責任者と同一であること。

備考 1 該当 JIS 及び種類又は等級は、申込むすべてのものを記載して下さい。

2 本規則で定める要件に関する必要情報について、附属書を参照し、添付してください。

附属書

この附属書は、C マーク制度の利用を希望する者が、C マーク表示工場登録事項申込書に添えて提出するものを定める。

なお、JIS 認証制度において認証登録機関へ提出している資料から抜粋した写しでも可とする。

また、必要部数は、C マーク表示工場登録事項申込書と同様に 3 部とする。

1. C マーク制度利用のための基本事項

- (1) C マーク表示対象品に関する JIS 認証取得の登録書の写し
- (2) 工場の案内図及び平面図
 - a) 案内は最寄りの駅からできるだけ詳細なもの
 - b) 工場の平面図は、製造設備の配置状況を示し、浸出試験試料の採取場所を朱書きしたもの
- (3) 該当工場の組織図

2. 製品に関する事項

- (1) 使用する原材料名及び型番
複数の原材料を使用する場合は、それぞれの原材料で製造する対象製品（呼び径）が分かるように記載
- (2) C マーク表示品に表示する商標
自社分及び OEM 分の商標を記載
- (3) C マークの表示方法
インクジェット、押印、ラベルなど、具体的な表示方法と、その表示例を明記
なお、表示方法が複数ある場合は、それぞれの方法で表示する対象製品（呼び径）が分かるように記載
- (4) 製造ロットの管理
出荷した C マーク表示品について、原材料までの追跡方法を具体的に記載
- (5) 対象製品の識別管理（該当 JIS）
C マーク表示対象外品に誤表示されることがない管理体制であることを示す社内規定類等

3. 浸出試験に関する事項

- (1) 浸出性能基準の評価について、外部試験機関を利用する場合は、試験機関名及び所在地を記載
また、国公立の試験所、水道法第 20 条厚生労働大臣の登録を受けた機関、計量法に基づく計量証明事業所、**JIS Q 17025** を取得した機関のいずれかの試験機関であることを証明できるものを添付
- (2) 浸出試験を（1）以外で行う場合は次の事項を記載
 - a) 試験場所（試験所名称、所在地）
 - b) 試験設備の一覧（設備の名称、型式、台数）
 - c) 試験項目ごとの試験方法（手順）に関する社内規定（写し）

4. 本協会への協力体制に関する事項

- (1) JIS 認証制度における直近の審査結果（報告書）の写しを添付
（ただし、本協会にて認証取得している場合を除く。）
- (2) 苦情処理体制
その他、必要に応じて資料添付を依頼する場合がある。

C マーク表示承認に関する契約書 (参考例)

〇〇〇〇（工場名）（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本水道協会（以下、「乙」という。）は、甲が製造する JIS マーク表示品が、水道施設の技術的基準を定める省令第 15 号（以下、「技術基準省令」という。）に定める浸出性能を技術基準省令別表第二の基準に満足する証を表示することに関する乙の甲に対する表示承認（以下、「C マーク表示承認」という。）について、次のとおり表示承認契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（権利及び義務）

第1条 甲が「C マーク表示制度施行規則」（以下、「C マーク規則」という。）の要求事項に適合している場合に限り、本契約及び乙の発行した承認書は有効とする。

また、甲は、承認書に記載されている JIS マーク表示品の範囲において、本契約に基づき技術基準省令を満足していることを表す「C」記号の表示（以下、「C マーク」という。）の使用について承認されたものとする。

2 甲は、C マーク表示対象の製品が、JIS マーク表示品であるということを明確に識別し、管理しなければならない。

3 甲は、乙が行う次の行為を妨げてはならない。

- (1) 甲の業務が適切に行われていることを確認するために、甲に対して行う報告の請求。
- (2) 甲の工場及びその他必要な場所への立ち入り。

（C マークの承認条件及び範囲）

第2条 乙は、前条に適合している限り、第3条の規定による本契約の有効期間中、甲が行う JIS マーク表示品への C マーク表示について承認するものとする。

2 甲は、乙が定める C マーク規則に基づき、C マーク表示に責任を有するものとする。

3 甲は、乙が確認した JIS マーク表示品に C マーク表示をするときは、該当 JIS の種類又は等級、品種、数量及び表示した時期を記録しなければならない。

（契約の有効期間）

第3条 本契約は、第11条(1)による辞退、第14条の契約の終了又は、第15条の契約の解除がなされない限り、本契約は継続するものとする。

（承認証の記載事項の追加又は変更）

第4条 甲が承認証の記載事項の追加又は変更を申請する場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、JIS マーク表示品を追加（種類・等級等の追加及び変更を含む）する場合、乙に対し、事前に登録の追加を申請するものとする。

また、乙は、甲から当該追加の申請があった場合、当該追加部分に関わる浸出試験又は現地確認を行う。ただし、乙が、適切と判断した場合は、浸出試験又は現地確認の一部又は全部を省略することができる。

- (2) 甲は、工場を移転する場合、乙に対し、事前に当該工場の変更を申請するものとする。

2 乙は、当該変更内容の確認を行い、不備がないと判断した場合は、C マーク表示制度承認証の再発行を行う。

(苦情等の処理)

第5条 甲は、乙がC マーク表示承認を行っている製品が、第三者から浸出性に関わる苦情の申立を受けた場合、又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。

2 前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、甲は乙の求償に応ずるものとする。

3 乙は、第1項の第三者からの苦情又は紛争に係る問題点等に関連して、C マーク表示承認の適合性の確認、当該問題点等に関する原因の究明及び是正措置が適正に行われるよう、甲に協力する。

4 甲は、当該苦情又は紛争の内容、処理の方法、該当問題点等の原因の究明及び是正措置の結果を記録しなければならない。

また、乙から請求があったときは、甲は当該記録を乙に閲覧させなければならない。

5 乙がC マーク表示承認を行っている製品が浸出性に対する苦情の申立を第三者から乙が受けたとき、乙は、これを甲に通知するものとする。

(C マーク規則の遵守)

第6条 乙は、甲がC マーク規則の各条文に対し不適切な状態である場合に、状態の是正処置を講じるよう、期限を定め通知するものとする。

また、乙が必要と判断した場合は、当該期限を延長することができる。

なお、期限（延長した場合を含む）までに、甲より是正措置が完了した旨の報告がなされなかった場合、乙は、第9条(1)に基づき必要な措置を講じるものとする。

(C マーク表示の停止)

第7条 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、C マーク表示の停止を要求するとともに、甲が保有するC マーク表示対象のJIS マーク表示品のうち、技術基準省令に適合していない製品から当該表示を除去するように要求するものとする。

- (1) 対象製品が技術基準省令に定める浸出性に適合しないとき。
- (2) 甲の品質管理体制が、乙が定める承認要件に適合しないとき。
- (3) 第6条に基づく乙の要求に対し、甲が速やかに対応しないとき。
- (4) その他、甲における重大なかし（瑕疵）があるとき。

(C マーク表示停止に関わる措置)

第8条 乙が甲に対して第7条に基づく要求をする場合は、次の(1)～(5)に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- (1) 要求の対象となる製造工場及び該当JISの名称。
- (2) JIS マーク表示品へのC マーク表示の停止。
- (3) C マーク表示製品からのC マーク表示の除去。

- (4) 要求の有効期間。
- (5) 要求の有効期間内に、JIS マーク表示品が技術基準省令に定める浸出性に適合するよう必要な処置を講ずること、又は、承認要件に適合するよう必要な処置を講ずること。
- 2 乙が必要と判断した場合は、前項(4)に規定する有効期間を延長することができる。
- 3 乙は、第1項(5)の措置が講じられたことを確認した場合は、甲に対し、文書により、第7条に基づく要求を解除することを通知するものとする。

(契約の取り消し)

第9条 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、本契約を取り消すことができる。

- (1) 第6条の有効期間内に、必要な処置を講じないとき。
- (2) 第6条に基づく是正処置要求の際、乙による現地確認を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第7条に基づくCマーク表示停止の期間内に、当該製品にCマーク表示を行ったとき。
- (4) 第7条に基づくCマークの除去要求に、応じなかったとき。
- (5) 乙が第6条に基づく要求をした場合であって、その有効期間内に、甲が保有するCマーク表示が付してあるJISマーク表示品であって、技術基準省令に適合していないものを甲が出荷したとき。
- (6) 乙に対する債務決済(承認及び立会のために必要とされる費用等)を正当な理由なく支払い期日までに履行できないとき。
- (7) 本契約及びCマーク規則に違反したとき。

(契約の取消しに関わる措置)

第10条 乙は、甲との本契約を取り消す場合、甲に対し、承認の取消日、及び異議申立ができる旨を文書により通知するとともに、JISマーク表示品に付されたCマーク表示を除去し、又は抹消するように要求するものとする。

- 2 乙は、甲との本契約を取り消す場合、表示設備からCマーク表示を除去し、又は抹消するように要求するものとする。

(乙に対する甲のその他の通知義務)

第11条 甲は、本契約の該当する条項で定められている場合の他、次に該当する場合、それぞれ定める時期に、乙に報告しなければならない。

- (1) 甲がJISマーク表示承認を辞退する場合
- (2) 甲の氏名又は名称が変更された場合 速やかに
- (3) 甲の契約に係る工場の名称が変更された場合 速やかに
- (4) 甲の契約に係る工場の全部又は一部について事業を休止又は廃止した場合 速やかに

(甲の乙に対する異議申立)

第12条 乙が甲に対し講じた措置について、甲は通知が届いた日から10日以内に異議申立を行うことができる。

2 乙は、甲から本契約の取消しなど処理内容について異議申立てを受けたときは、検査事業委員会に諮り、処理内容の可否について決定するものとする。

(C マーク制度に係る費用)

第 13 条 乙は、「C マーク制度」の定めによって、C マーク表示の承認等に伴う費用を甲に請求する。

また、甲は、乙が発行した請求書を受け取った日から起算して 30 日以内に、請求された費用を、乙が指定する金融機関の口座へ振込送金の方法により支払う。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

(契約の終了)

第 14 条 甲は、C マーク工場登録の辞退をする際、又は C マーク表示の製品の生産を終了した際には、C マーク規則に基づく変更届を提出する。

また、表示設備の C マーク表示除去確認をするとともに C マーク表示製品の生産終了計画を作成し提出する。

(契約の解除)

第 15 条 乙は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲に書面で通知することによって、本契約を解除することができる。

(1) 乙と甲の間における信頼関係を損なう行為があったとき。

(2) 甲が支払停止又は破産宣言、特別清算、民事再生、会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら契約解除を申し立てたとき。

(協議解決)

第 16 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有することとする。

年 月 日

甲 工場名

代表者名

印

乙 公益社団法人 日本水道協会

検査部長

○ ○ ○ ○

印

申込者名

C マーク制度表示承認証

貴工場は次に示す JIS マーク表示品について、水道用資機材の技術的基準を定める省令に基づく浸出性能を満足していることを確認した証として適合を表すマークを付することを承認します。

登録番号	
工場名	
所在地	
C マーク表示対象 JIS 製品 (規格番号【名称】・種類 又は等級・呼び径)	
登録年月日	
特記事項	

発行日 ○○○○年○○月○○日

公益社団法人 日本水道協会

検査部長 ○ ○ ○ ○ 印

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9

[illegible]

公益社団法人 日本水道協会
検査部長 様

登録番号
工場名
C マーク責任者名 印※ ()

C マーク工場変更届

以下の事項について、変更を届け出ます。

変更事項	変更内容（変更前と変更後が分かるように記載してください）
1. C マーク制度利用のための基本事項の変更 a) JIS 認証取得の登録書（更新、その他記載事項の変更） b) 工場の移転 c) 工場の所在地等の呼称変更 d) 工場名称の変更 e) C マーク管理責任者の変更 f) 連絡担当者の変更	
2. 製品に関する事項 a) C マーク表示品に表示する商標の変更 b) C マークの表示方法の変更 c) 該当 JIS の種類の追加・削除 d) 原材料の追加、変更及び削除	
3. 浸出試験に関する事項 a) 試験場所の変更・追加 b) 浸出性能試験設備の移転・増設・更新及び変更（廃止を含む）	
4. 本協会への協力体制 a) JIS 認証制度における審査結果（更新の都度） b) 苦情処理体制の変更	
5. C マーク工場登録の辞退	

※ 責任者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等（例：〇〇第 123 号）を記載してもよい。
備考 必要に応じて、変更事項に関する差替資料、説明資料及び形式試験結果を添付する。

第 6 号様式

公益社団法人 日本水道協会
 検査課長、検査事業所長 様

申込社名
 C マーク管理責任者 印※ ()

C マーク評価申込書

下記のとおり、C マーク表示に関する浸出試験用試料採取を申し込みます。

C マーク工場名			
評価対象年月	年 月 度		
C マーク表示品の製造予定	規格番号 (名称)		当月の生産予定数量
採取対象品 (規格番号【名称】・種類 又は等級・呼び径)	今回の 採取品		
	前回の 採取品		
採取希望日 (前回の採取年月日)	年 月 日 (前回 年 月 日)		
備 考			

※ 責任者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等（例：〇〇第 123 号）を記載してもよい。
 備考 当該申込書と共に前回のサンプリングから今回までの製造実績を提出してください。
 (規格毎、種類毎【VP・HIVP・TS・HITS・1 種・2 種】、呼び径毎に集計されたもの)
 製造が無い場合でも当該申込書にその旨を記載し報告してください。

公益社団法人 日本水道協会
検査部長 様

浸 出 性 能 試 験 成 績 書

工場名：

C マーク管理責任者名：

印

(年 月 度)

申 込 者			
試 験 場 所			
試 料 名 (規格番号【名称】・種類 又は等級・呼び径)			
試験方法	JWWA Z 108	分析方法	JWWA Z 110
試料採取日	年 月 日	採取者	
試験年月日	年 月 日	立会者	
試験項目	基 準 値	試験結果	
味	異常でないこと		
臭 気	異常でないこと		
色 度	0.5 度以下		
濁 度	0.2 度以下		
残留塩素の減量	0.7mg/L 以下		
有機物【全有機炭素 (TOC)】	0.5 mg/L 以下		
鉛及びその化合物	0.001 mg/L 以下		
亜鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下		
判 定	合格 ・ 不合格		
備 考			

第 8 号様式

C マーク工場用浸出性能試験能力調査書

作成日 年 月 日

C マーク工場名：		TEL	
		FAX	
JIS 番号／製品規格・種類又は等級：		調査員名	
調査実施日 年 月 日			
1. 浸出試験（該当項目に✓を入れること）			
☐ 味・ ☐ 臭気・ ☐ 色度・ ☐ 濁度・ ☐ 鉛及びその化合物・ ☐ 亜鉛及びその化合物 ☐ 銅及びその化合物・ ☐ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）・ ☐ 残留塩素の減量 ☐ その他（ ）			
2. 技術・工程能力			
評価項目	評価	調査項目	コメント
1. 購買		供給者の選定・評価 供給品の検証	
2. 要員		試験員の教育・力量評価	
3. 施設及び環境条件		試験結果に影響する環境要因の特性・管理	
4. 試験の方法		JIS に基づいた試験方法・品質管理基準	
5. 文書		文書の管理 発行・改廃・識別	
6. 設備		計測器具の条件設定に必要な治具類の校正・点検実施の記録	
7. 測定のトレーサビリティ		試験設備・装置の校正（試験・校正の正確さ）・記録	
8. 試験結果の品質の保証		試験結果の有効性	
9. 試験成績書の発行		作成及び発行の権限	
※評価基準 3：適合（問題なし） 2：適合（観察事項あり） 1：不適合		総合評価	適合・不適合
評価コメント			

評価判断基準について

本調査書は、別紙「評価の基準」（JIS Q 17025 の技術的要求事項を基に試験実施に必要な要求事項）を満足しているか確認し、その内容に応じて次のように評価を行う。

- 「3」 適合（問題なし） →全ての要求事項に対して満足している場合。
- 「2」 適合（観察事項あり）→全ての要求事項に対して今後、不満足になることが懸念される場合。
- 「1」 不適合 →全ての要求事項に対して一部でも満足しない項目がある場合。

評価後の処理手順について

1. 全ての評価項目が「2」以上の場合は、不適合確認書（C マーク表示制度に関する取扱い要領（以下「要領」という。）第 4 号様式）を発行し、被調査側代表者の承認を得る。
2. 観察事項がある場合は、観察事項（要領第 8 号様式）を発行する。
なお、この場合は次回の調査で経過を確認する。
3. 一つでも「1」の評価がある場合は、不適合記述書・是正処理要求書（要領第 5 号様式）を発行し、被調査側代表者に承諾を得て、是正処置報告書（要領第 6 号様式）の提出を要求する。
なお、提出期限については、初回は 60 日、継続は 30 日以内とする。（ただし、被調査側から延長要求があり、その理由を調査員が妥当であると判断した場合は提出期限を延長することができる~~この限りではない~~。）

総合評価について

1. 全ての評価項目が「2」以上の場合は、適合とする。
2. 評価項目に「1」がある場合で、是正処置報告書が提出され、改善が認められると調査員が判断した場合は適合とする。
なお、改善の状況が書面では判断しかねると調査員が判断した場合は、現地にて再調査を行う。
3. 評価項目に「1」がある場合で、是正処置報告が提出期限を過ぎても提出される見込みがない、又は是正処置内容が不十分で改善の見込みがないと調査員が判断する場合は不適合とする。

報告書の提出について

1. 総合評価後の C マーク工場用浸出性能試験能力調査書に、下記の書類を添付し、検査部長に報告する。

C マーク工場試験管理調査計画書（実施）（要領第 1 号様式）

調査詳細計画書（実施）（要領第 2 号様式）

調査ミーティング出席者リスト（要領第 3 号様式）

不適合確認書（指摘事項がない場合）

不適合記述書・是正 s 余地要求書並びに是正処置報告書（指摘事項がある場合）

フォローアップ報告書（指摘事項がある場合）

観察事項（観察事項がある場合）

別紙（評価の基準）

別紙 評価の基準

1. 購買		備考
1.1	☐ 試験に使用する供試品（試薬及び消耗品）で試験の品質に影響するものの選定及び購買について手順を持っているか	
1.2	☐ 購入された供試品が関係する試験で規定した標準仕様又は要求事項に適合することを検査若しくは別の方法で検証が済むまで使用しないことを確実にしているか。 また、その記録を維持しているか。	
1.3	☐ 試験の品質に影響する重要な消耗品、供試品及びサービス（校正など）の供給者の評価を行い、これらの評価の記録及び承認された供給者のリストを維持しているか。	

2. 要員		備考
2.1	☐ 適切な教育訓練や経験に基づいた技量が実証された試験要員が定められているか。	
2.2	☐ 試験要員に、業務遂行に必要な（設備の操作、結果の評価、成績書の作成）権限が付与されているか。必要な場合、資格認定等がされているか。	
2.3	☐ 試験に関与する管理要員、技術要員等の職務が文書等に規定されているか。	
2.4	☐ 技術要員に関する以下の記録が維持されているか。 ・業務に必要な権限の付与、資格認定した記録 ・教育訓練、経験、経歴に関する記録	

3. 施設及び環境条件		備考
3.1	☐ 試験施設は適正な試験の実施が可能な環境か。 ・エネルギー源、照明及び環境条件等	
	☐ 測定の実験品質に対して環境条件が結果を無効にしたり悪影響を及ぼしたりしないか。	
	☐ 試験の結果に影響する施設及び環境条件に関する技術的要求事項（JIS に規定されている試験及び測定に限る）が文書化されているか。	
3.2	☐ 試験施設の環境条件が、試験規格に定められた条件に設定され、記録されているか。	
3.3	☐ 試験施設内は整理整頓、衛生性が保たれているか。	

4. 試験の方法		備考
4.1	☐ 試験指示書等を用いて適切な方法、手順で試験を行っているか。	
	☐ 試験業務に関する指示書、規格、マニュアル等が最新版の状態で、要員がいつでも利用できる状態にしてあるか。	
4.2	☐ 関連 JIS 及び JWWA 規格（Z 108、Z 110）は最新版を用いているか。	

5. 文書		備考
5.1	☐ 法令、規格、その他の基準文書及び標準・手順書など、試験に関係する全ての文書を管理する手順を確立し、維持しているか。	
5.2	☐ 文書は発行に先立って権限を持った要員が確認し、使用の承認を与えているか。	
5.3	☐ 文書について現在の改正状況及び配布状況を識別するためのマスターリスト又は同等の文書管理手順を確立し、無効文書及び／又は廃止文書の使用を排除するために、このリストなどをいつでも利用できる状態にしているか。	
5.4	☐ 文書に対する変更は、他の特別な指定がない限り、その文書の初版の確認を行っている部署が確認及び承認を行っているか。	

6. 設備（製品試験の能力調査書の試験項目に必要な全ての試験設備、測定機器について確認すること）		備考
6.1	☐ 浸出試験に係る試験設備（測定機器を含む）を保有しているか。	
6.2	☐ 当該試験の仕様に適合する試験設備であるか。 ☐ 試験設備の特性が結果に重大な影響を持つ場合、設備の主要な量又は値に対する校正プログラムを確立しているか。	
6.3	☐ 試験設備は権限を付与された要員が操作しているか。 ☐ 試験設備の使用及び保守管理に関する指示書・取扱説明書が最新の状態で、要員にいつでも利用できる状態にしてあるか。	
6.4	☐ 可能な場合、試験設備はそれぞれ個別に識別されているか。	
6.5	☐ 試験設備の記録（設備台帳等）を維持し、それは少なくとも次の事項を含んでいるか。 （●印は必須項目） ☐ ●a) 試験設備の名称 ☐ ●b) 製造者の名称、形式、及び管理番号 ☐ c) 設備の仕様が適合することのチェック ☐ d) 適切な場合、現在の試験設備の設置場所 ☐ e) 利用できるときは、指示書・取扱説明書の所在場所 ☐ f) 校正実施日、結果、証明書等（外部校正の場合）、次回校正を行う期日又は校正頻度 ☐ g) 現在までに行われた保守管理及び必要な場合は保守計画 ☐ h) 設備の損傷、機能不良、改造、修理の記録	
6.6	☐ 試験設備の管理規定はあるか。	
6.7	☐ 可能な場合、再校正を行う期日又は有効期限を含め、校正の状態を示すラベル付け等の識別を行っているか。	
6.8	☐ いかなる場合であろうと設備が自社の管理下から離脱した場合には、その設備が業務使用に戻される前に機能及び校正状態がチェックされ、満足であると認められたことを確実にしているか。	

7. 測定のトレーサビリティ		備考
7.1	一般 ☐ 試験設備の校正方法、頻度が規定され、規定どおりに実施されているか。	
7.2	特定要求事項	
7.3	校正（標準器を除く試験設備、測定機器類）	
7.4	☐ 社内校正を行う場合、国家標準に繋がる標準器を用いて校正を行っているか。 ☐ 社外の校正機関に校正構成を依頼する場合、業務能力、測定能力及びトレーサビリティを実証できる機関に依頼しているか。また、校正証明書は必要に応じて JCSS、JAB 等 (APLAC、ILAC) の校正証明書であること。	
7.5	参照標準及び標準物質	
7.6	参照標準（標準器）	
	☐ 社内で保有する標準器の校正方法、頻度が規定され、規定どおりに実施されているか。 ☐ 社外の校正機関に校正を依頼する場合、業務能力、測定能力及びトレーサビリティを実証できる機関に依頼しているか。なお、原則として JCSS、JAB 等 (APLAC、ILAC) の校正証明書であること。 ☐ 標準器は社内校正の目的だけに使用しているか。	
7.7	標準物質	
	☐ 標準物質は、可能な場合、SI 単位又は認証標準物質に対してトレーサビルであるか。 ☐ 内部（internal）標準物質は、技術的及び経済的に実行可能な程度までチェックしているか。	
7.8	☐ 参照標準及び標準物質の汚染又は劣化を防止するため、及びそれらの完全性を保護するため、参照標準及び標準物質の安全な取扱い、輸送、保管並びに使用のための手順をもっているか。	

8. 試験結果の品質の保証		備考
8.1	☐ 試験の有効性の監視のために次のいずれかの事項を含む品質管理手順を持ち定期的に実施しているか。 また、この監視は計画し見直しているか。 a) 認証標準物質の定期的な使用及び／又は二次標準物質を用いた内部品質管理 b) 試験所間比較又は技能試験プログラムへの参加 c) 同じ方法又は異なる方法を用いた試験又は校正の反復	
	☐ 結果のデータは、傾向が検出できるような方法で記録し、実行可能な場合、結果の検討に統計的手法を適用しているか。	

9. 試験成績書		備考
9.1	☐ 試験成績書は、本協会が定める「浸出性能試験成績書（第7号様式）」を使用しているか。	
9.2	☐ 試験成績書の作成は、権限が付与されたものが行っているか。 また、発行はCマーク管理責任者が行っているか。	